第十三条の次に次の一条を加える。

（船舶観光上陸の許可）

第十三条の二　法第十四条の二第一項又は第二項の規定による船舶観光上陸の許可の申請は、別記第十七号の二様式による申請書及び船舶観光上陸を希望する外国人が記載した別記第六号の七様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2　第五条第七項及び第九項の規定は、法第十四条の二第三項の規定又は同条第七項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

3　法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書の様式は、別記第十七号の三様式による。

4　法第十四条の二第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。

一　上陸期間は、次のイ又はロに掲げる航路の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間内で定める。

イ　本邦内の寄港地の数が一であるもの　七日

ロ　本邦内の寄港地の数が二以上であるもの　三十日

二　行動範囲は、都道府県又は市町村を特定して定めるものとする。

三　前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

5　入国審査官は、法第十四条の二第八項又は第九項の規定により同条第二項の許可（以下「数次船舶観光上陸許可」という。）を取り消した場合には、その旨を別記第十七号の四様式により当該許可を受けた者に、別記第十七号の五様式により当該許可の申請をした指定旅客船の船長又は運送業者に、それぞれ通知するものとする。

6　前項の場合において、入国審査官は、取り消された数次船舶観光上陸許可に係る船舶観光上陸許可書を返納させるものとする。

第十四条第二項中「前条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第十九条第三項第一号中「若しくは研修」を「、研修」に改め、「団体」の下に「その他これらに準ずるものとして法務大臣が告示をもつて定める機関」を加える。

第十九条の十六第一項中「投資・経営」を「高度専門職、経営・管理」に、「技術、人文知識・国際業務」を「技術・人文知識・国際業務」に改める。

第二十条第七項中「において」の下に「高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）又は」を加え、「別表第一の二の表」を「同表」に、「、法務大臣が」を「法務大臣が」に改める。

第二十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、数次船舶観光上陸許可を受けている外国人であつて、当該許可に基づいて再び本邦に上陸することが予定されているものについては、この限りでない。

第二十七条第四項中「ただし」の下に「、船舶観光上陸許可書」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　数次船舶観光上陸許可を受けている外国人であつて、当該許可に基づいて再び本邦に上陸することが予定されているものについては、前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項に規定する出国の確認は、船舶観光上陸許可書に別記第三十八号様式による出国の証印をすることによつて行うものとする。

第二十九条の二の見出し中「の意図の表明」を削る。

第二十九条の三第一項中「要する者は、次に掲げる者とする」を「要する者は次に掲げる者とし、法第二十六条の三第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次の第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者とする」に改め、同条を第二十九条の四とし、第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（短期滞在に係るみなし再入国許可）

第二十九条の三　法第二十六条の三第一項に規定する再び入国する意図の表明は、入国審査官に同項の規定により再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七号の十九様式による書面を提出することによつて行うものとする。

2　前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、指定旅客船で再び入国することを証する書類を提示するものとする。

第四十四条第二項中「において、」の下に「高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）又は」を加え、「法別表第一の二の表」を「同表」に、「決定したとき」を「決定するとき」に、「、法務大臣が」を「法務大臣が」に改め、同条第三項中「、第六号又は第六号の二」を「又は第六号から第六号の四まで」に改める。

第五十二条第五項中「法第五十七条第四項」を「法第五十七条第五項」に改め、同項第一号中「氏名、」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第五十七条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　数次船舶観光上陸許可を受けている者の国籍・地域、生年月日、旅券の番号並びに当該許可の番号及び許可年月日

二　指定旅客船の名称

三　指定旅客船の所属する国名

第五十二条に次の四項を加える。

7　法第五十七条第八項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　本邦に入る航空機を運航する運送業者（以下「航空機運航者」という。）

二　本邦に入る航空機を運航する者であつて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十条の二の許可を受けたもの

三　共同運送者（航空機による共同運送（航空機運航者以外の運送業者が当該航空機運航者と共同して行う運送であつて、当該航空機運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。次項において同じ。）を行う者をいう。）

8　法第五十七条第八項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一　予約者（法第五十七条第八項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項　氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地及び最終目的地並びに予約者が運送業者の登録会員（当該運送業者の提供する輸送サービスを利用することで当該運送業者から特典を受けることができるものとして当該運送業者に登録している会員をいう。）であるときはその会員番号（当該登録会員であることを特定するために付された番号をいう。）及び等級（当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。）その他参考となるべき事項

二　予約者に係る予約の内容に関する事項　予約が行われた年月日、予約番号（当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するために付された番号を含む。）、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及び名義（当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。）、座席の位置を示す番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）があるときはその名称及び所在地、当該予約に係る外国旅行業者（外国において旅行業法第二条第一項に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。）があるときはその名称及び所在地、当該予約が共同運送に係るものであるときは当該予約に係る運送業者の名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他参考となるべき事項

三　予約者の携帯品に関する事項　予約者が搭乗する航空機に積み込むものとして当該航空機を運航する者が受託した携帯品の個数、重量及び携帯品番号（予約者が搭乗する航空機に積み込むものとして当該航空機を運航する者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四　予約者が航空機に搭乗するための手続に関する事項　搭乗するための手続をした時刻及び搭乗手続番号（当該手続を管理するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項